

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-農業分野の基準について-」の一部改正について

令和7年6月6日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-農業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P19	第3 特定技能雇用 契約の適切な履行 の確保に係る基準 【確認対象の書類】 ＜直接雇用による場 合＞	＜直接雇用による場合＞ (略) ○ 農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる 書類 ※令和6年6月15日より前において、初めて特定技能外 国人を受け入れる場合は【留意事項】○2つ目を参照してく ださい。 (略)	＜直接雇用による場合＞ (略) ○ 農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる 書類 ※令和6年6月15日より前において、初めて特定技能外 国人を受け入れる場合は【留意事項】○2つ目を参照してく ださい。 (略)
2	P19	第3 特定技能雇用 契約の適切な履行 の確保に係る基準 【確認対象の書類】 ＜派遣形態による場 合＞	＜派遣形態による場合＞ (略) ○ 農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる 書類 ※令和6年6月15日より前において、初めて特定技能外 国人を受け入れる場合は【留意事項】○2つ目を参照し	＜派遣形態による場合＞ (略) ○ 農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる 書類 ※令和6年6月15日より前において、初めて特定技能外 国人を受け入れる場合は【留意事項】○2つ目を参照し

			てください。 (略)	てください。 (略)
3	P20	第3 特定技能雇用 契約の適正な履行 の確保に係る基準 【留意事項】	(略) ○ 令和6年6月15日以降、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際には、初めて特定技能外国人を受け入れる場合であっても、農業特定技能協議会の構成員であることを明らかにする書類の提出が必要です。 ○ 令和6年6月15日より前においては、 ・ 特定技能所属機関が、初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に農業特定技能協議会の構成員となる旨を誓約することが必要です。 ※ 誓約書(改正前の分野参考様式第11-1号及び同様式第11-3号)については、出入国在留管理庁ホームページに掲載しています。 ・ 特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請(初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。)及び農業特定技能協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して受け入れた特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる書類の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。 (略)	(略) ○ 令和6年6月15日以降、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際には、初めて特定技能外国人を受け入れる場合であっても、農業特定技能協議会の構成員であることを明らかにする書類の提出が必要です。 ○ 令和6年6月15日より前においては、 ・ 特定技能所属機関が、初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に農業特定技能協議会の構成員となる旨を誓約することが必要です。 ※ 誓約書(改正前の分野参考様式第11-1号及び同様式第11-3号)については、出入国在留管理庁ホームページに掲載しています。 ・ 特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請(初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。)及び農業特定技能協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して受け入れた特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる書類の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。 (略)

5	分野 参考様式 第11-2 号	1枚目	分野参考様式第11-2号（派遣先事業者） 派遣先事業者誓約書 特定技能所属機関 宛 派遣先事業者 氏名又は名称 所 在 地 記 農業分野における特定技能外国人の労働者派遣を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。 【誓約事項】 1 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）又は畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等）であること。 2 2号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第2号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）又は畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等）及び当該業務に関する管理業務であること。 3 次のいずれかに該当する者であること（該当する項目を丸で囲むこと）。 ① 過去5年以内に同一の労働者を6か月以上継続して雇用した経験がある者 （雇用した時期： 年 月 日 ～ 年 月 日） ② 派遣先責任者講習その他これに準ずる講習を受講した者を派遣先責任者として選任している者 （講習の名称： 受講した日： 年 月 日 受講した場所： ） 4 農業特定技能協議会が行う情報の提供、意見の聴取、調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 5 次のいずれにも該当する者であること。 ① 労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していること。 ② 特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以後に、特定技能雇用契約において外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者（次に掲げる者を除く。）を離職させていないこと。 イ 定年その他これに準ずる理由により退職した者 ロ 自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された者 ハ 期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）の期間満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了（労働者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合又は当該有期労働契約の期間満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であつて、当該有期労働契約の相手方である特定技能所属機関が当該労働者の責めに帰すべき重大な理由その他正当な理由により当該申込みを拒絶することにより当該有期労働契約を終了させる場合に限る。）された者 ニ 自発的に離職した者 ③ 特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以後に、当該特定技能雇用契約の相手方である特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させていないこと。 ④ 次のいずれにも該当しないこと。 イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者 ロ 次に掲げる規定又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者 (1) 労働基準法第117条（船員職業安定法第89条第1項又は労働者派遣法第44条第1項の	分野参考様式第11-2号（派遣先事業者） 派遣先事業者誓約書 特定技能所属機関 宛 派遣先事業者 氏名又は名称 所 在 地 記 農業分野における特定技能外国人の労働者派遣を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。 【誓約事項】 1 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）又は畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等）であること。 2 2号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第2号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）又は畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等）及び当該業務に関する管理業務であること。 3 次のいずれかに該当する者であること（該当する項目を丸で囲むこと）。 ① 過去5年以内に同一の労働者を6か月以上継続して雇用した経験がある者 （雇用した時期： 年 月 日 ～ 年 月 日） ② 派遣先責任者講習その他これに準ずる講習を受講した者を派遣先責任者として選任している者 （講習の名称： 受講した日： 年 月 日 受講した場所： ） 4 農業特定技能協議会が行う情報の提供、意見の聴取、調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 5 次のいずれにも該当する者であること。 ① 労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していること。 ② 特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以後に、特定技能雇用契約において外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者（次に掲げる者を除く。）を離職させていないこと。 イ 定年その他これに準ずる理由により退職した者 ロ 自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された者 ハ 期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）の期間満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了（労働者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合又は当該有期労働契約の期間満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であつて、当該有期労働契約の相手方である特定技能所属機関が当該労働者の責めに帰すべき重大な理由その他正当な理由により当該申込みを拒絶することにより当該有期労働契約を終了させる場合に限る。）された者 ニ 自発的に離職した者 ③ 特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以後に、当該特定技能雇用契約の相手方である特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させていないこと。 ④ 次のいずれにも該当しないこと。 イ <u>拘禁刑禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者 ロ 次に掲げる規定又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者 (1) 労働基準法第117条（船員職業安定法第89条第1項又は労働者派遣法第44条第1項の
---	--------------------------	-----	---	---